

県内各医療機関の管理者 様

静岡県健康福祉部医療局感染症対策課長

今夏の急性呼吸器感染症（ARI）等への総合対策の推進について

日頃から、本県の感染症対策に御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症やインフルエンザに代表される急性呼吸器感染症（Acute Respiratory Infection：ARI）は、国民の健康に対して大きな影響を与えている感染症の一つです。

これらの感染症については、学校や高齢者施設等における集団感染、高齢者や一定の基礎疾患を有する者が罹患すると重症化するリスクがあること等の問題が指摘されており、その発生の予防とまん延の防止が重要な課題とされています。

こうしたことを踏まえ、厚生労働省は、急性呼吸器感染症に関する特定感染症予防指針（令和 7 年厚生労働省告示第 296 号）を告示し、当該指針において、国は施設等での標準的な感染防止の手引きを策定することとされることを踏まえ「急性呼吸器感染症（ARI）に関する施設内感染予防の手引」（資料 1）を策定しています。

新型コロナウイルス感染症については夏に流行がみられていることと、夏風邪についても増加する傾向にあることから、国は「令和 8 年度 今夏の急性呼吸器感染症（ARI）等への対策について」（資料 2）を取りまとめ、併せて「令和 8 年度 急性呼吸器感染症（ARI）等への対策に関する Q & A」（資料 3）を作成しました。

また、都道府県等に対して別添の「今夏の急性呼吸器感染症（ARI）等への対策の推進について（令和 8 年 6 月 30 日付け厚生労働省地域医療計画課ほか連名事務連絡）」（資料 4）により通知がありましたのでお知らせします。同通知では、「今夏の急性呼吸器感染症（ARI）等の感染拡大に備えた保健・医療提供体制の確認等について」（資料 5）により医療提供体制の確認等についての依頼もありました。

こうしたことを踏まえ、今夏の呼吸器感染症（ARI）等の感染拡大に備え、下記のとおり、引き続き医療提供体制の確保等について御協力をお願い申し上げます。

記

御協力をお願い

1 外来医療について

- ・ARI 等について、広く一般的な医療機関において、診療に対応できるよう患者を受け入れるための適切な準備をお願いいたします。

2 入院医療について

- ・今後想定される感染拡大に備え、各医療機関の機能に応じて患者の入院を受け入れ

のための体制の構築を進めてください。

- ・院内感染対策については、手指衛生の徹底、適切な個人防護具の着用等の徹底が重要であり、こうした院内感染対策の例は厚生労働省ウェブサイトに掲載されているので参考としてください。

※厚生労働省ウェブサイト

「医療機関における院内感染対策について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000845013.pdf>

「新型コロナウイルス感染症の院内感染に関する保健所への報告及び相談について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001271040.pdf>

- ・特定の医療機関に負担が偏ることがないように、症状悪化の際の医療機関からの入転院（いわゆる上り搬送）及び症状軽快の際の退転院（いわゆる下り搬送）に関して、改めて日ごろから関係のある医療機関との役割分担の確認をお願いいたします。
- ・病床ひっ迫下の上り搬送、下り搬送を円滑に行うためには、医療機関の入院患者数の共有が必要であり、また、県内の総入院患者数を県民に情報提供することで、新型コロナの感染拡大状況や医療機関の負担を県民がより理解できることから、コロナ入院患者数の G-MIS への日次入力が必要であると考えます。昨夏及び昨冬の新型コロナ感染拡大時における対応と同様に、県が新型コロナウイルス感染拡大注意報を発令した際は、各病院におかれましては、土日を除く日々の入院患者数と、そのうちの人工呼吸器管理中の患者数の 2 項目について、G-MIS への入力をお願いいたします。なお、当該入力結果について昨冬と同様に県において集約し e メール等により共有します。

3 10 月からのインフルエンザワクチン及び新型コロナワクチン定期接種と既に実施されている麻しん風しんワクチン並びに RS ウイルスワクチン接種検討の勧奨について

- ・昨年のインフルエンザの流行では、記録が残る 2002 年以降最も早い警報入りとなり、いったん警報が終息した後、再び警報レベルまで感染者数が増加する状況が起きました。そのため、高齢のかかりつけ患者に対して、秋以降に開始されるワクチン接種の検討を一層促していただきますようお願いいたします。
- ・麻しん（はしか）は 2025 年から流行が続き、2026 年はすでに昨年の患者数を超えており、海外の流行地域だけでなく、国内でも感染の恐れがあります。特に、定期予防接種前の 0～1 歳児は、重症化するリスクがあります。ワクチンの効果は非常に高く、予防接種を 2 回受けていれば感染するリスクがかなり低下します。麻しん風しんワクチンの定期接種（1 歳（第 1 期）、小学校入学前年度（第 2 期））をまだ受けていないかかりつけ患者に対してワクチン接種の検討を一層促していただきますようお願いいたします。
- ・2026 年度から、妊婦を対象とした RS ウイルス母子免疫ワクチンの定期接種が開始されました。妊娠中にワクチンを接種することで、胎児に胎盤を通じて抗体が移行し、生後早期の乳児を RS ウイルスから守る事が可能です。対象となる妊婦に対して、ワクチン接種の検討を一層促していただきますようお願いいたします。

4 抗インフルエンザ薬等の処方薬や検査キットについて

- ・インフルエンザや新型コロナに対する抗ウイルス薬や、ARI 全般の対症療法薬として使用される解熱鎮痛薬、鎮咳薬（咳止め）、去痰薬、トラネキサム酸については、今夏の感染拡大に対応し、必要な患者に必要な医薬品が広く行き渡るよう、需給状況を踏まえて当面の必要量に見合った適切な在庫を確保することとし、過剰な発注を控えていただくほか、明らかに有効期限内に使用される見込みがある場合は、前回納入製品よりも製造ロットが古いことをもって納入を拒否することを慎みいただくとともに、供給状況によって他社製品や代替薬の使用などに御配慮いただきますようお願いいたします。
- ・また、抗原定性検査キットについても、一定期間内に必要となる数量を見据えて、必要な数量をあらかじめ計画的に発注いただき、供給状況によっては他社製品の使用などに御配慮いただきますよう併せてお願いいたします。
- ・なお、各製造販売業者における在庫状況及び各医薬品卸売販売業者における取扱状況について厚生労働省のウェブサイトに掲載されているので参考としてください。

※厚生労働省ウェブサイト

「抗原定性検査キットの各製造販売業者における在庫状況及び各医薬品卸売販売業者における取組状況」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001584499.pdf>

5 お盆期間（8月13日から16日）に向けた地域の医療体制準備の検討について

- ・流行時期が医療機関の休診時期と重なることが懸念されますので、「医療情報ネット（ナビィ）」の活用等による近隣の医療機関間での休診情報の共有や、可能な範囲での地域での患者受け入れ体制の確保についての御検討をお願いいたします。

6 高齢者施設における対応について

- ・感染拡大時の医療提供体制を確保するため、高齢者施設の運営等にかかる県の規則※に則り、高齢者施設では、当該施設の利用者に関する症状軽快の際の転院（いわゆる下り搬送）の受入要請があった際には、新型コロナ等の感染歴を理由とした受入拒否を行わないよう、別添写しのとおり、依頼しておりますので御承知おください。

※令和6年3月28日の改正により、以下の規定が追加されています。

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則

（平成25年静岡県規則第10号）

（協力医療機関等）

第31条

- 5 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

上記と同様の規定が次の高齢者施設の規則にも追加されています。

- ・介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、認知症対応型共同生活事業所